

山梨県公報

第七十三号

令和三年

三月十一日

木曜日

目次

- 告示
- 組合長臨時代理者の指定……………一〇五
 - 道路の供用開始(六件)……………一〇五
 - 道路の区域変更……………一〇六
 - 都市計画の変更……………一〇七
- 公告
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出……………一〇七
 - 換地処分の実施……………一〇八

告示

山梨県告示第六十八号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、次の者を穴山村重久耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第五項の規定により告示する。

令和三年三月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 住所

斐崎市穴山町六千七百十七番地

二 氏名

嶋津 正美

山梨県告示第六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	山梨市停車場線	山梨市下神内川字竹井田一八〇番一〇地先から 山梨市下神内川字林ノ上二二五番二地先まで	一六六・五	令和三年三月十二日

山梨県告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	四百十一号	甲州市勝沼町山字幸神八七四番一地先から 甲州市勝沼町山字幸神一一三八番一地先まで	三九・九	令和三年三月二十四日

山梨県告示第七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	休息山梨線	甲州市勝沼町山字幸神官有無番 地地先から 甲州市勝沼町山字西之田一六七 番地先まで	一二八・八	令和三年三 月二十四日

山梨県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	休息勝沼線	甲州市勝沼町山字幸神八七四番 一地先から 甲州市勝沼町山字大塚九二三番 地先まで	一〇九・四	令和三年三 月二十四日

山梨県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長	供用開始の
-------	-----	----	----	-------

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井甲州線	笛吹市御坂町八千蔵字諏訪原五 三九番一地先から 笛吹市御坂町蕎麦塚字道中根七 二三番一地先まで	一三三〇・〇	令和三年三 月二十五日

山梨県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山上於曾字梅ノ木一五 三八番三地先から 甲州市塩山赤尾字堰口二七七番 一地先まで	一五六・八	令和三年四 月一日

山梨県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年四月一日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 藤笠石和線
- 三 道路の区域

区間 笛吹市八代町南字洪田二八〇九番一地先から 笛吹市石和町四日市場字新町南割一〇八〇番一七地先まで		
旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	六・〇 四一・八	二六七六・四
新	一〇・五 三八・七	一五九三・三

四 区域変更の期日 令和三年四月一日

山梨県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 甲府都市計画道路（三・四・三十三号 大手二丁目浅原橋線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

公 告

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、及び縦覧に供する。

令和三年三月十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

山梨県公報 第百七十二号 令和三年三月十一日

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名 株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫	住所 千葉県千葉市若葉区みつわ台二丁目二十八番一 号
---	----------------------------------

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ケーヨーデイツー櫛形店

(二) 所在地 山梨県南アルプス市桃園字八反畑千四百二十九番地一外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 六百六十四平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 七百二十四平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 十七立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 三十七立方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 株式会社ケーヨー イ 開店時刻 午前九時三十分 ロ 閉店時刻 午後七時十分 二 その他（未定）	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 株式会社ケーヨー イ 開店時刻 午前九時三十分 ロ 閉店時刻 午後七時三十分 二 株式会社マキヤ イ 開店時刻 午前九時三十分 ロ 閉店時刻 午後七時三十分

	午後八時三十分) 三 その他(未定) イ 開店時刻 午前九時三十分 口 閉店時刻 午後七時	十分 三 その他(未定) イ 開店時刻 午前九時三十分 口 閉店時刻 午後七時三十分
来客が駐車場を利用することができ る時間帯	午前九時から午後八時まで(年間百四十二日間に限り午後八時三十分)	午後九時から午後八時まで
駐車場の自動車の 出入口の数及び位 置	数 七箇所 位置 届出の図面のとおり	数 四箇所 位置 届出の図面のとおり

3 変更する年月日 令和三年十月二十七日外

三 届出年月日 令和三年二月二十六日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年七月十二日まで

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
県営ほ場整備事業(須玉地区第四工区)の換地処分を令和三年二月十九日実施した。

令和三年三月十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎